

### ⑬マスコミ・出版界における差別事件

長野県では、マスコミ関係A社のホームページで、採用の応募段階で必須事項として「帰省先」の記入を二〇〇八年春採用まで求めていたことが明らかになった。部落解放同盟長野県連合会は、就職差別につながる重大な問題であるとして二〇〇九年九月二九日、A社と話し合いを行い、A社は「配慮が足りなかった。差別をなくすという共通の目的に向かって、引きつづきその報道姿勢を貫く」と表明した。話し合いには、A社から四人、県連から竹之内健次・県連委員長ら五人が出席し、県連から「帰省先」問題と部落・人権問題に関するとりくみについての具体的な要請書を提示して懇談した。A社は、「帰省先」を求めていたことでは、「採用の参考にすることは微塵もなく、応募者に連絡を確実にとりたかったことで、理解いただきたい。社会に差別意識があるなかで気がつかねばならないことであり、配慮が足りなかったことを反省している。記載させた社員に対しては経緯を説明し意見を聞きながら、あらためて研修を深める。全社的にも人権問題の重要性を再確認していきたい」とのべた。

広島県では、「一〇月福山で部落解放（研究）全国集会学校施設利用は不可 県教委方針「中立公正が原則」」（二〇一〇年二月二八日付の朝刊）という記事を掲載した山陽新聞社に対し、部落解放同盟広島県連合会が抗議した問題で、三月一二日同新聞社が県連に「取材不足は明らか」と謝罪。三月二五日には、県連の抗議に対する同新聞社の「回答書」を柱に話し合いをもった。問題の記事は、県議会で石橋県議が「部落解放同盟などで構成する実行委主催の全研集会には学校施設を使用させるな」という主旨の質問をし、榎田教育長が「教育の中立性の確保で、県教委は学校施設を利用させることは一切考えていない」と答弁した八百長的なやりとりを報じたもの。県連の抗議は、集会場は学校以外の施設を確保している事実を示し、「ありもしない学校施設使用」を前提にした記事は「あたかも本集会が教育の中立性を侵すような印象を読者に与える」と指摘。また、名指しされた県連に事実を確認せずに報道したのは「正確で公正でなければならない」という新聞倫理綱領に反する行為と指摘していた。回答書は、県連への取材ができていないことを「深く反省する」「記事は差別意識にもとづくものではないが、県連の指摘のような印象を与えた事実、県連からの抗議を重く受け止める」というもの。県連は、「偏見にもとづく県議会での質疑に情動的に同調していなければ、あのような記事にはならない。言論、集会の自由を阻害することをなぜ肯定的に書いたのか」と指摘した。山陽新聞社は再度回答することを約束した。